

令和8年度 北九州市障害者意思決定支援推進事業 仕様書

1. 目的

障害のある方が自らの意思で自分らしく、地域で自立した生活を送れるよう、自己選択・自己決定を尊重し、支える環境の整備を図る。

障害のある方の意思決定を支える、支援者等の知識・技術向上や多職種連携の強化、地域社会の理解促進を目指す。また、令和8年度に義務化された障害者支援施設における地域移行等意向確認担当者の選任に対応し、円滑な地域移行を支援する体制を整備することを目的とする。

2. 委託業務名

北九州市障害者意思決定支援推進事業

3. 委託期間

契約締結日～令和9年3月31日

4. 業務の実施場所

北九州市(保健福祉局精神保健・地域移行推進課)が指定する場所において実施する。

5. 委託内容

(1)障害者意思決定支援者養成講座(知識・技術向上講座)の実施

障害福祉サービス事業所の支援者が、個々の障害のある方に応じた意思決定支援を実践できる知識と技術を習得するための講座を実施する。基礎編、実践編等を設け、受講者の経験やニーズに合わせて効率的なスキルアップを図る。

(2)啓発講演の開催

障害のある方本人、ご家族、市民、関係機関など幅広い層に対し、意思決定支援の重要性と具体的な内容について理解を深める機会を提供する。「自分らしい選択」を支えることの意義を伝え、「誰かの問題」ではなく、「自分ごと」として捉えるきっかけを作る。

(3)多職種連携ネットワークの構築

相談支援専門員を中心に、医療、行政、地域住民など多様な分野の支援者が連携し、複雑なケースにも対応できる地域横断的な支援体制の構築を目指す。事例検討会や情報交換会を通じて、支援者間の連携の強化を図る。

(4)意思決定を支える環境の整備(フォロー体制整備)

意思決定支援が継続的に機能するよう、フォローアップ体制の構築を検討する。困難事例や専門的な助言が必要な場合の相談支援、地域移行意向確認担当者へのサポート、優れた実践事例の共有を通じて、支援の質の標準化と向上を目指す。

(5)地域移行等意向確認担当者の選任義務化への対応

令和8年度から義務化された障害者支援施設における地域移行等意向確認担当者の選任に対応するため、集団指導や施設管理者向け研修を通じて、事業者の意識改革と実践を促す。

6. 事業実施にあたって考慮する点

(1)当事者・家族の視点の尊重

企画・実施の各段階において、障害のある方本人やご家族(親の会など)からの意見を積極的に聴取し、事業内容に反映させる。当事者中心の意思決定支援を具現化する方法として、ピアサポートの要素も積極的に取り入れるなど、当事者が学べる機会を検討すること。

(2)既存事業の継続性の確保

令和7年度に実施した「北九州市障害者意思決定支援推進事業」の目的や実践内容をできる限り踏襲し、研修・講演の内容については、令和7年度受託事業所(特定非営利活動法人 nest)が実施している、「障害者の巣立ちを促す地域生活支援(略称:巣立ちプロジェクト)」の事務局メンバーや、関係機関の意見なども参考にすること。

(3)広報戦略の強化

事業の目的や内容、成果を、支援者や事業者だけでなく、一般市民にも分かりやすく伝えるための広報活動(ウェブサイト、SNS等)を活用し、事業への理解と協力を得られるよう務めること。

7. 遵守事項

- (1)本業務の実施にあたっては、個人情報管理に十分注意するとともに、業務条知り得た秘密を漏洩してはならない。また、本業務が終了した後も同様とする。
- (2)本業務の実施にあたっては、本市と十分な協議及び連携を図ること。

8. 経費の請求及び支払い

- (1)本業務の実施に関して、本市が負担するべき経費については、本委託契約締結時に協議の上、決定する。
- (2)本市は、契約の履行状況および請求書の正当性を確認したうえで、受注者の請求により、速やかに経費を支払うものとする。

9. 報告

事業の適正な運営を資するため、委託先に対し、事業の概要および実績等につき、年1回以上、定期的な報告を求めるものとする。

10. その他

- (1)業務において作成された成果物の著作権は、全て市に帰属する。
- (2)その他、本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて別途協議の上定める。

<参考>

事業実施スケジュール(案)

時期	内容
令和8年4～5月	・事業実施委託業者公募・選定(4月) ・講座カリキュラム詳細決定 ・広報開始
令和8年6～9月	・知識・技術向上講座(基礎編・実践編)開催、啓発講演(第1回)
令和8年10～12月	・多職種連携ネットワーク(事例検討会)開始
令和9年1～3月	・知識・技術向上講座(専門職向け) ・啓発講演(第2回) ・事業評価